

## [事案 28-352] 配当金支払確認請求

・平成 29 年 9 月 4 日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 28-351]の申立人の配偶者である。

### <事案の概要>

募集人から、満期時には「契約内容のお知らせ」記載の金額を受け取ることができるとの説明があつたこと等を理由に、満期時に同金額が支払われることの確認を求めて申立てのあつたもの。

### <申立人の主張>

昭和 58 年 3 月に契約した養老保険について、以下の理由により、満期時に、「契約内容のお知らせ」記載の満期時受取額を支払ってほしい。

- (1) 契約時に、募集人から、満期時には設計書記載の満期時受取額を受け取ることができるとの説明があり、満期時受取金が減ることがあるとの説明がなかつた。
- (2) 契約後数年経過時に、募集人から、満期時に「契約内容のお知らせ」記載の満期時受取額を受け取ることができるとの説明があつた。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 設計書には、満期時受取額が変動する旨の記載があり、金額も概算でしか記載されていない。
- (2) 「契約内容のお知らせ」には、記載の満期時受取額は確実に受領できるものではない旨記載されている。
- (3) 契約後、申立人に対して、満期時受取額の一つである積立配当金の金額、当年度配当金の金額、適用利率について定期的に案内をしている。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時および契約後の状況を確認するため、申立人に事情聴取を案内したが、申立人の都合により実施できなかつた。なお、募集人は、退職済であり、連絡がつかず、事情聴取を行うことができなかつた。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人が、満期時受取額について、設計書記載の金額を受け取ることができるとの誤った説明を行つたとは認められず、また、「契約内容のお知らせ」記載の満期時受取額は確実に支払われるものとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。